**令和４年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の開催日程**

別紙２

令和４年９月１４日に有効期間が満了となる狩猟免許をお持ちの方で、狩猟免許の更新を希望する場合は、以下の手続きをしてください。

また、令和４年度狩猟免許更新の手続きは、新型コロナウイルス感染症の予防のため、以下の

通り対応します。

・申請書については、窓口への持参のほか、郵送での提出も受け付けます。

・更新講習については、会議室に集まっての講習は行わず、各自、自宅で動画やテキストを用いた

学習をしていただきます。（テキストは適性検査時に配付）

・適性検査については、受検者ごとに受検時間を指定するなどして、会場内に多人数が集まること

のないように対応します。

なお、適性検査受検の際は、マスクの着用をお願いします。

また、発熱などの症状が見られた場合は、受検を控え、管轄の県機関（地域振興事務所や自然保

護課）に御連絡願います。

**１　免許の更新**

狩猟免許の更新は、以下の狩猟免許の種類ごとに実施する**適性検査**に合格し、かつ、**講習**を受けた方に対して行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 狩猟免許の種類 | 猟法の種類 |
| 網猟免許 | 網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）を使用する猟法 |
| わな猟免許 | わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）を使用する猟法 |
| 第一種銃猟免許 | 装薬銃、空気銃を使用する猟法 |
| 第二種銃猟免許 | 空気銃を使用する猟法 |

**２　対象者**

千葉県内に住所を有し（住民登録がある）、令和４年9月14日で有効期間が満了する狩猟免許を受けている方で、次のいずれにも該当しない方が対象です。

（１） 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く）の他、自己の行為の是非を判断し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方

（２） 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒の方

（３） 上記（１）（２）以外で、自己の行為の是非を判断し、又はその判別に従って行動する能力がない、又は著しく低い方

**３　適性検査の期日等**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 実施月日 | 会場名 | 会場所在地 | 受付期間（土日休日を除く） | 担当機関 |
| 1 | 6月30日(木) | 千葉県南総文化ホール | 館山市北条740番の1 | 6月2日(木) | ～ | 6月16日(木) | 安房地域振興事務所 |
| 2 | 市川市勤労福祉センター | 市川市南八幡2丁目20番1号 | 葛南地域振興事務所 |
| 3 | 7月1日(金) | 印旛合同庁舎 | 佐倉市鏑木仲田町8番1 | 6月3日(金) | ～ | 6月17日(金) | 印旛地域振興事務所 |
| 4 | 君津市民文化ホール | 君津市三直622番地 | 君津地域振興事務所 |
| 5 | 7月6日(水) | 東金中央コミュニティセンター | 東金市東岩崎1番地20 | 6月8日(水) | ～ | 6月22日(水) | 山武地域振興事務所 |
| 6 | 7月7日(木) | 香取合同庁舎 | 香取市佐原イ92番地11 | 6月9日(木) | ～ | 6月23日(木) | 香取地域振興事務所海匝地域振興事務所 |
| 7 | 大多喜町立中央公民館 | 夷隅郡大多喜町大多喜486番地10 | 夷隅地域振興事務所 |
| 8 | 7月8日(金) | 大多喜町立中央公民館 | 夷隅郡大多喜町大多喜486番地10 | 6月10日(金) | ～ | 6月24日(金) | 夷隅地域振興事務所 |
| 9 | 7月10日(日) | 千葉県教育会館 | 千葉市中央区中央4丁目13番10号 | 6月13日(月) | ～ | 6月27日(月) | 自然保護課 |
| 10 | 7月12日(火) | 長生合同庁舎 | 茂原市茂原1102番1 | 6月14日(火) | ～ | 6月28日(火) | 長生地域振興事務所 |
| 11 | 東葛飾合同庁舎 | 松戸市小根本7番地 | 東葛飾地域振興事務所 |
| 12 | 7月14日(木) | 君津市民文化ホール | 君津市三直622番地 | 6月16日(木) | ～ | 6月30日(木) | 君津地域振興事務所 |
| 13 | 8月4日(木) | 鴨川市総合運動施設 | 鴨川市太尾866番地1 | 7月7日(木) | ～ | 7月21日(木) | 安房地域振興事務所 |
| 14 | 9月3日(土) | 千葉県射撃場 | 市原市古敷谷2620番地 | 8月5日(金) | ～ | 8月19日(金) | 自然保護課 |

備考

* 原則として、申請書類の提出先である（お住まいの区域を管轄する）担当機関が実施する適性検査及び講習を受けてください。
* なお、都合が悪い方は他の担当機関で実施する適性検査及び講習を受けることができますが、申請書類の提出先は、お住まいの区域を管轄する担当機関となります。
* ９月３日実施の適性検査及び講習は、狩猟免状の交付まで１～２週間かかるため、北海道等の狩猟期間の開始日が早い場所に狩猟者登録される場合は、それ以前のものを受けるようにしてください。
* 適性検査の会場や日程については、新型コロナウイルス感染症の発生状況により変更される場合がございますので、ご了承ください。

**４　申請書類等**

以下の書類及び手数料を実施期日ごとの受付期間内（当日消印有効）にお住まいの区域を管轄する県機関（「６ 申請書類の提出先」参照）に、下記の点に御注意の上、簡易書留により書類を送付してください。

・申請書は記入例を参考に記入すること

・提出書類等は郵送前に必ずチェックリストにより確認すること

・申請書等の郵送は、実施機関ごとの受付期間内の消印有効とする

・直接窓口への持参（代理人による提出可）よる申請も受けますが、事前に電話などで日時を御

一報ください。来庁時は、マスクの着用をお願いします。 また、発熱などの症状が見られた場合は来庁を控え、管轄の県機関に改めて連絡願います。受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までです。

（１） 狩猟免許更新申請書：**（２種類以上の免許を更新する場合であっても）１部**

* 申請書は両面１枚としてください（片面コピーのものは不可）。
* 申請書の記載事項欄に記入のないもの及び不備な書類は返却することになるので、提出にあたっては十分留意してください。
* 申請書には、日中確実に連絡の取れる連絡先の電話番号を記入してください。

（２） 写真：更新する免許１種類につき１枚

申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの。

（３） 医師の診断書：**（２種類以上の免許を更新する場合であっても）１部（申請日において、診断日より１年以内のもの）**

* 申請者の方が、上記「２　対象者」の（１）（２）（３）に該当しないことを証するもの。
* ただし、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による所持許可を現に受けている方は、診断書を

添付する必要はありませんが、所持許可証の提示をお願いします（なお、その場合は受付　　　機関で同所持許可証の写しをいただきます）。

（４） 狩猟免状：（現に所有している有効なもの）

* 狩猟免状の記載事項（住所・氏名等）に変更がある場合は、変更手続終了後のもの。

※狩猟免状を紛失された場合は、再交付の申請が必要です。

（５） 受講票送付用切手：**84円切手１枚**

**５　手数料**

狩猟免許更新手数料**１種類につき2,900円**

納付方法：千葉県収入証紙を狩猟更新申請書に貼って納付してください。

※申請書受理後は、受講の有無に関わらず、手数料の返還及び受講日の振り替えができません。

**６　申請書類の提出先・問い合わせ先**

適性検査及び講習当日の詳細については、講習を実施する担当機関に直接お問い合わせください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 県機関名称 | 管轄区域 | 所在地 | 電話 |
| 環境生活部自然保護課 | 千葉市・市原市 | 千葉市中央区市場町1-1 | 043(223)2972 |
| 葛南地域振興事務所 | 市川市・船橋市・習志野市・八千代市・浦安市 | 船橋市本町1-3-1フェイス7階 | 047(424)8092 |
| 東葛飾地域振興事務所 | 松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市 | 松戸市小根本7 | 047(361)4048 |
| 印旛地域振興事務所 | 成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡 | 佐倉市鏑木仲田町8-1 | 043(483)1447 |
| 香取地域振興事務所 | 香取市・香取郡 | 香取市佐原イ92-11 | 0478(54)7505 |
| 海匝地域振興事務所 | 銚子市・旭市・匝瑳市 | 旭市ニ1997-1 | 0479(64)2825 |
| 山武地域振興事務所 | 東金市・山武市・大網白里市・山武郡 | 東金市東新宿17-6 | 0475(55)3862 |
| 長生地域振興事務所 | 茂原市・長生郡 | 茂原市茂原1102-1 | 0475(26)6731 |
| 夷隅地域振興事務所 | 勝浦市・いすみ市・夷隅郡 | 夷隅郡大多喜町猿稲14 | 0470(82)2451 |
| 安房地域振興事務所 | 館山市・鴨川市・南房総市・安房郡 | 館山市北条402-1 | 0470(22)8711 |
| 君津地域振興事務所 | 木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市 | 木更津市貝渕3-13-34 | 0438(23)2285 |

**７　適性検査及び講習**

適性検査及び講習の内容は以下のとおりです。

（１） 適性検査

適性検査は、下表の左欄に掲げる科目について行い、その合格基準は、下欄に掲げるとおりです。**眼鏡、補聴器等が必要な方は必ず持参してください。**

なお、適性検査受検の際は、マスクの着用をお願いします。

また、発熱などの症状が見られた場合は、適性検査の受検を控え、管轄の県機関（地域振興事務所や自然保護課）に御連絡願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 科　目 | 合格基準 |
| 視力 | ア　網猟免許・わな猟免許に係る適性試験* 視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ）が両眼で0.5以上であること。
* ただし、１眼が見えない方については、他眼の視野が150度以上で、視力が0.5以上であること。
 |
| イ　第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験* 視力が両眼で0.7以上であり、かつ、1眼でそれぞれ0.3以上であること。
* ただし、１眼の視力が0.3に満たない方又は1眼が見えない方については、他眼の視野が150度以上で、視力が0.7以上であること。
 |
| 聴力 | 10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。 |
| 運動能力 | * 狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。
* ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害が ある方については、その方の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
 |

（２） 講習

更新講習については、会議室に集まっての講習は行わず、各自、自宅でテキストを用いた学習をしていただきます。詳細については、適性検査受検時にご説明します。